

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害福祉サービスに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、障害福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害福祉サービスに関する事務
②事務の概要	<p>・身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体・知的発達・精神に障害を持つ人に対して自立を支援するため、障害者福祉事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において、収集及び提供を行っている。</p> <p>①身体障害者手帳に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳に関する事務 ③自立支援医療費に関する事務</p>
③システムの名称	1. 障害者管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

身障者手帳ファイル、精神手帳ファイル、通院医療ファイル、更生医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条、別表第一(11、14及び84の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第11条、第14条、第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の22、26、56の2、57、87、109及び116の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第19条、第30条、31条及び第44条 (情報照会) 3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の20、108、109及び110の項 4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	内子町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	内子町企画情報課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町保健福祉課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6154
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務にけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政情報システムについては、2要素認証(パスワード、指静脈)によるアクセス制限を行っている。また業務メニューごとにアクセス制限を行い、人事異動の際には見直しを行っていることから、不正に使用されるリスクへの対策は十分であるとする。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保健福祉課長 土居 好弘	保健福祉課長 曾根岡伸也	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保健福祉課長 曾根岡伸也	保健福祉課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2020/12/17	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供) 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	(情報提供) 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/12/17	2022/2/28	事後	時点修正
令和8年3月27日	I-7	内子町総務課	内子町企画情報課	事後	
令和8年3月27日	I-8	内子町総務課	内子町保健福祉課	事後	
令和8年3月27日	II-1,2	2022/2/28	2026/3/2	事後	
令和8年3月27日	IV1～9	1～9項目	2項目を追加し、1～11項目に変更	事後	